

令和3年度茨城町放課後児童クラブ児童募集案内

1. 放課後児童クラブとは？

保護者の労働や病気療養中等により、家族が昼間家庭にいない児童のために、放課後適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図ることを目的としています。

2. 入会基準

保護者が以下のいずれかの理由で児童をみることができない状態にあり、原則としてその他家族（祖父母等）も同様の場合に限りります。

- (1) 常時働いている場合
- (2) 保護者が病気療養中等で児童をみるのが困難な場合（その事由が発生している期間のみ入会可）
- (3) 妊娠、出産（産前、産後期間のみ入会可。育児休暇中は対象外）
- (4) 同居の親族を常時介護・看護している場合
- (3) その他保護者が放課後児童をみるができないと認められる場合

3. 対象児童

小学校1年生から6年生までの児童

※定員数より申請が多い場合、原則として低学年（1年生から3年生）を優先して受入を行います。

4. 入会申し込み受付期間

令和3年1月6日（水）～1月22日（金）まで

入会申し込みに必要な書類が揃っていない場合は受付できません。

受付期間を過ぎた場合は、二次受付扱いとさせていただきます。

5. 受付場所及び受付時間

茨城町役場こども課 1階2番窓口 ※各児童クラブでの受付は行いませんのでご注意ください。

平日 午前8時30分～午後5時15分まで ※水曜日は延長窓口のため、午後7時まで受付いたします。

6. 入会申し込みに必要な書類等 ※（1）～（4）は必須。（5）～（7）は該当者のみ提出。

- (1) 児童クラブ入会申込書… 児童1人につき1部
- (2) 緊急連絡先（優先順）及び健康調査票… 児童1人につき1部
- (3) 放課後児童クラブ利用申込書（添付書類）… 児童1人につき1部
- (4) 就労状況・予定・証明書（児童クラブ入会用）…父，母，同居する祖父母（65歳以上は不要）
下のお子様保育園等の入所のため令和2年度にこども課へ提出されている場合は省略できます。
- (5) 妊娠・出産の場合… 母子手帳の写し
- (6) 病気・負傷・親族の介護等の場合… 診断書，介護保険認定証の写し等
- (7) 放課後児童クラブ保護者負担金免除申請書… 減免対象者
※印鑑をお持ちください

7. 申請書類設置場所について

茨城町役場こども課，各児童クラブ

茨城町ホームページ <暮らし・行政サイト>子育て・教育>子育て相談・教室>放課後児童クラブ>
>児童クラブ>入会に必要な申請書でダウンロードできます。

8. 児童クラブ一覧

児童クラブ名	開設場所	電話番号	定員数
長岡児童クラブ	長岡小学校1階西側教室	029-291-1375	70人
葵児童クラブ	葵小学校敷地内専用室	029-291-2530	70人
大戸児童クラブ	大戸小学校敷地内専用室	029-291-0118	70人
青葉児童クラブ	青葉小学校敷地内専用室	090-1036-6122 090-5782-3776	130人

9. 入会期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

年度途中での退会や入会も可能です。但し、入会については定員に空きがある場合のみになります。

希望する利用月（日）の10日前に申請書をこども課へ提出してください。

長期休み期間（夏、冬、春休み）のみの利用申請も可能です。募集については町のホームページをご覧ください。

10. 開設日時

開設日	開設時間
授業日平日（月曜日から金曜日まで）	放課後～午後6時30分まで
土曜日、夏休み、冬休み、春休み、県民の日及び学校振替日、 気象警報（大雨・洪水・暴風等）が発令され、学校が休校な った日（※ただし、災害級の大雨や台風の場合は開設しないこと があります。）	午前7時30分～午後6時30分まで

11. 休日

日曜日、祝日／8月13日から8月16日まで／12月29日から1月3日まで
運動会等土曜日の学校行事の日／その他町長が特に必要と認めた日

12. 保護者負担金

利用形態	金額	減免内容
平日（月～金）利用	月額6,000円	・同一世帯で2人以上入会する場合 第2子半額／月額 第3子無料／月額 ・非課税世帯 半額／月額 ・ひとり親かつ非課税世帯 無料／月額
平日（月～金） ＋ 土曜日利用	月額8,000円	
長期休み（8月）	月額に4,000円を加算した額	

※詳しい内容については、町ホームページに掲載されている『令和3年度茨城町放課後児童クラブ入会のご案内』P5で確認することができます。

※その他傷害保険加入負担金（800円）、おやつ代金（毎月2,000円程度）が別途かかります。

13. 入会決定について

3月上旬頃に入会決定通知を発送する予定です。

なお、入会できなかった方には、「児童クラブ入会不許可通知書」を送付致します。

キャンセル待ちをご希望の場合は、こども課までお問合せください。

14. その他

- （1）集団生活となりますので、児童クラブのルール及び支援員の生活指導について守っていただきますようお願いいたします。
- （2）入会后、次に該当する場合は入会決定を取り消すことがあります。ご了承ください。
 - ・児童が、「支援員の指導に従わない」「他の児童への迷惑行為」「故意に施設・備品等の損壊等を行う」など児童クラブの管理・運営に支障を及ぼす場合
 - ・負担金を2か月以上滞納した場合
 - ・留守家庭でなくなった場合
 - ・児童の送迎時間が守られない場合
- （3）春休み・冬休み等の長期休暇のみご利用希望の場合、募集人数等が確定次第町ホームページに案内を掲載いたしますので、ご確認願います。